横浜市建築協定連絡協議会 秋の勉強会 講義「図面の見方~基礎編~」



令和元年12月8日(日) 横浜市都市整備局地域まちづくり課

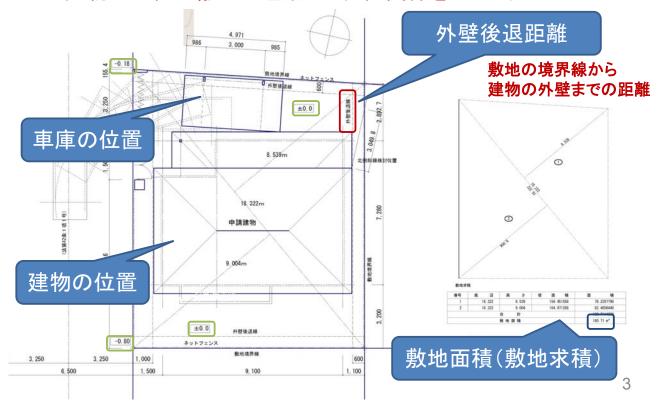
1

◆説明内容◆

- 各種図面の紹介配置図、平面図、立面図
- 各種図面から読み取れる制限

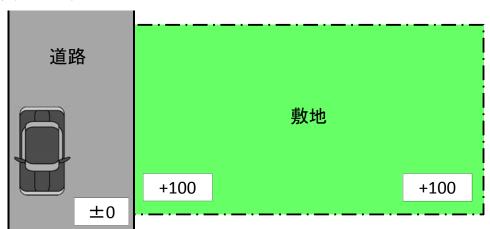
◆配置図とは◆

建物の配置や敷地と道路との位置関係を示した図



◆配置図のこの数字はなに?◆

敷地を真上から見ると...

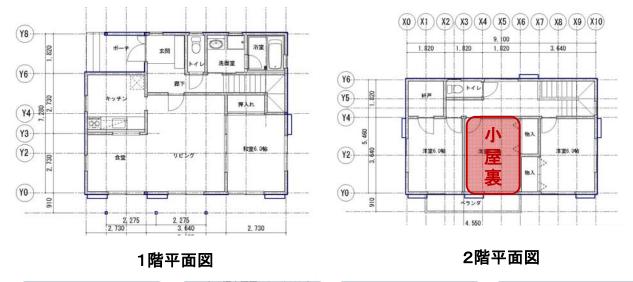


敷地を横から見ると...Oを起点とした時の
*#100****

◆平面図とは◆

間取りが分かってしまうので、 取扱注意です!!

建物の各階の間取りや出入り口などの配置を示すために、建物を水平方向に切断して真上から見た図



建築用途

階数

建築面積

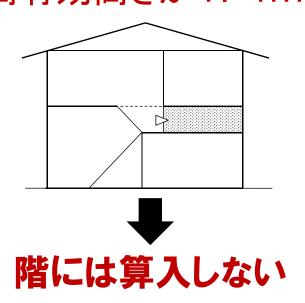
延床面積

戸建住宅、兼用住宅等

小屋裏収納が階数に 含まれるか

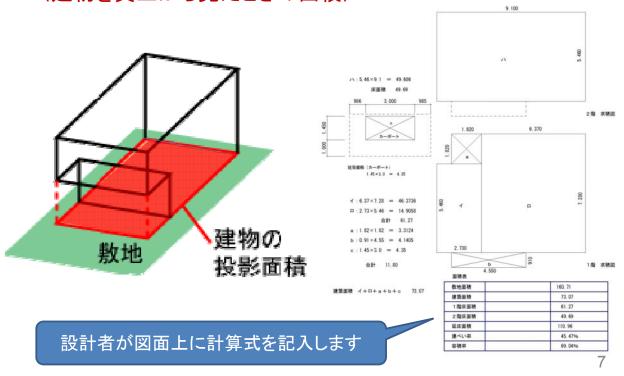
5

- ◆小屋裏収納は階数に含まれる?◆
 - ・直下階の床面積の1/2以下
 - •最高有効高さが1.4m以下



◆建築面積とは◆

建築の外壁、柱の中心線で囲まれた部分の面積 (建物を真上から見たときの面積)



◆なぜ建築面積が必要?◆

建蔽率=建築面積÷敷地面積

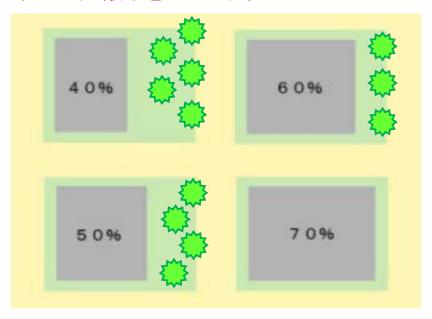


では、建磁率がなぜ必要??

都市計画で建蔽率が定められていますが、 建築協定で建蔽率を定めている地区もあります。

◆建蔽率のイメージ◆

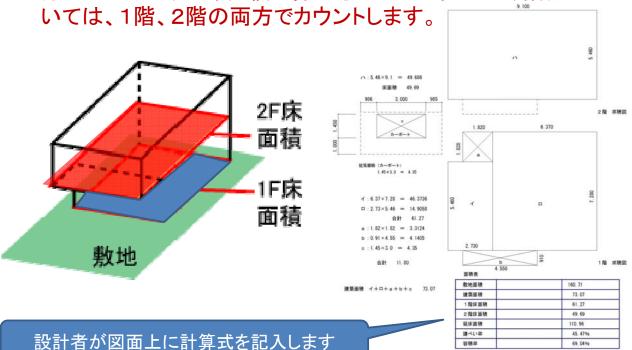
数字は建蔽率を示します。



建蔽率によって、街並みが変わります

◆延床面積とは◆

建物の各階の床面積の合計面積。吹抜部のような床が無い部分については、延床面積に算入されません。しかし、階段につ



9

◆なぜ延床面積が必要?◆

容積率=延床面積÷敷地面積

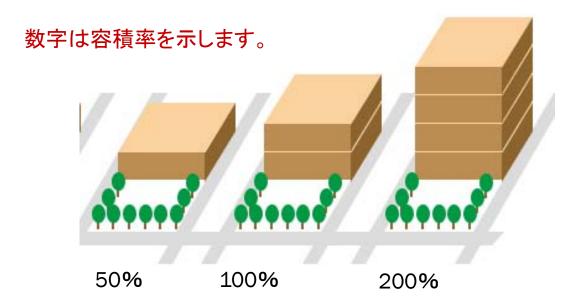


では、容積率がなぜ必要??

都市計画で容積率が定められていますが、 建築協定で容積率を定めている地区もあります。

11

◆容積率のイメージ◆



容積率によって、街並みが変わります

◆立面図とは◆

建物の外観を表す図面で、原則として東西南北の四面

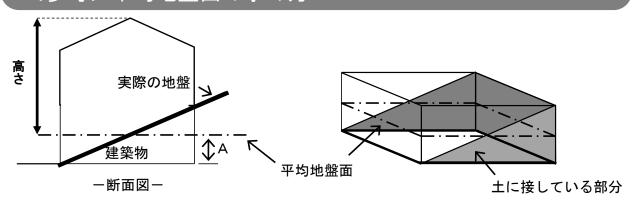


◆一般的な高さの算定◆

建物の高さの基点 ⇒ 平均地盤面

※協定書に別途高さの定義がある場合は、それに従いましょう

<参考>平均地盤面の求め方



平均地盤面 (A) (m) = 土に接している部分(図の網掛け部分)の面積の合計(㎡) 建物の外周長さ(図の太線部分)の合計 (m)

END

ご清聴ありがとうございました。

それでは実際に図面審査に取り組んでみましょう。

15

図面審査 35分

- ・各グループの幹事に進行をお願いします。
- ・不明点がある場合は幹事、市職員にお聞き下さい。
- ・答え合わせも各グループでお願いします。
- ・時間が余った場合は質問時間として下さい。

〇〇台D地区建築協定書

(目的)

第1条 この協定は、建築は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第69条及びこれに基づく横浜市建築協定条例(昭和31年6月横浜市条例第17号)第2条の規定に基づき、第5条に定める建築協定区域(以下「協定区域」という。)内における建築物の用途、形態、敷地及び位置に関する基準を定め、住宅地としての良好な環境を高度に維持し、かつ相互の融和を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この協定における用語の定義は、建築基準法及び建築基準法施行令(昭和25年政令第338号) に定めるところによる。

(名称)

第3条 この協定は○○台D地区建築協定と称する。

(協定の締結)

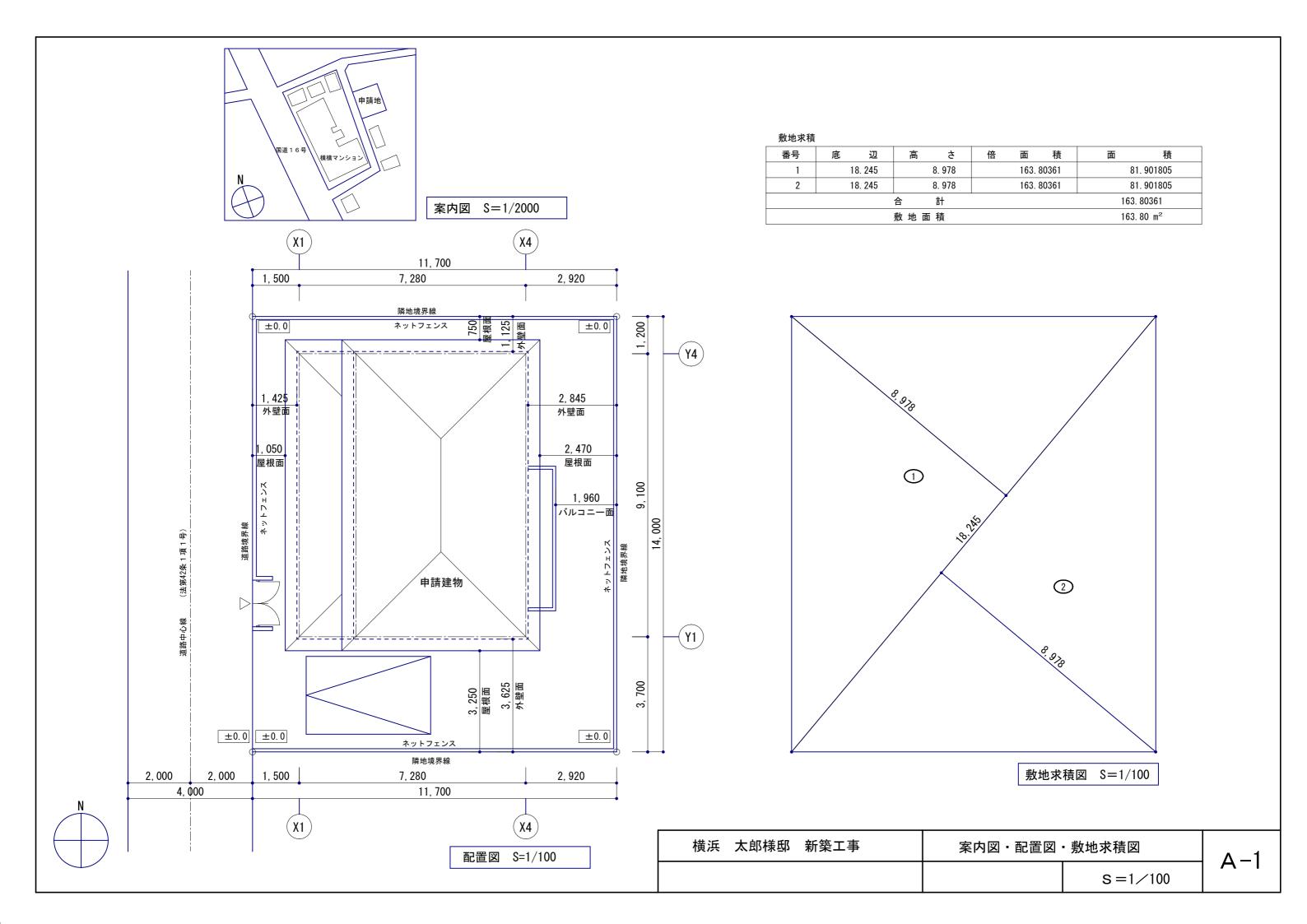
第3条 この協定は、協定区域内の土地の所有者及び建築物の所有を目的とする地上権 又は賃借権を有する者(以下「土地の所有者等」という)の全員の合意によって締結する。

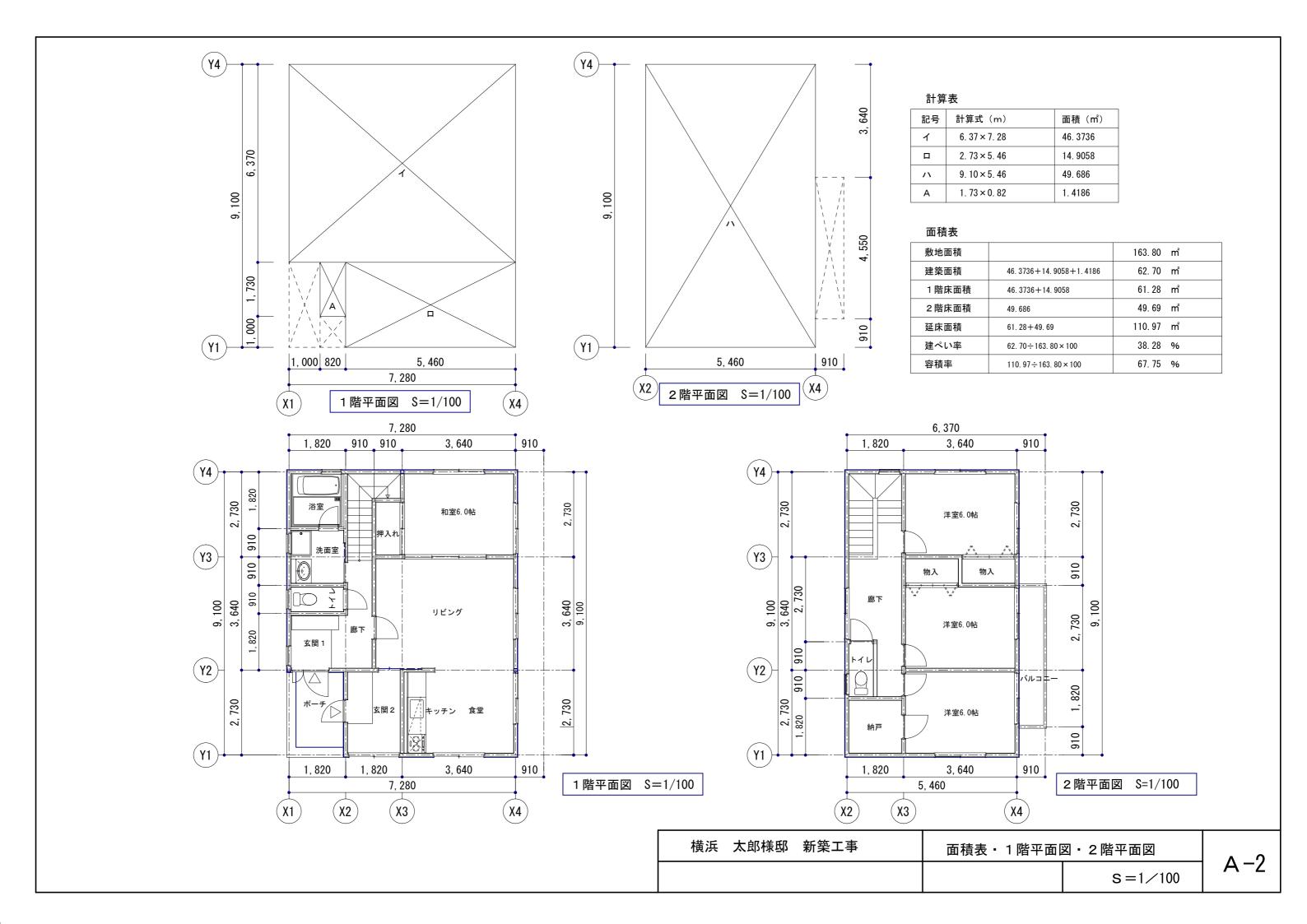
(建築協定区域)

第5条 この協定の目的となる土地の区域は、別添の区域図どおりとする。また、建築協定区域隣接地 についても同図に示す。

(建築物に関する基準)

- 第6条 協定区域内の建築物の用途、形態、敷地及び位置は、次の各号に定める基準によらなければならない。
 - (1) 用途は、一戸建専用住宅(注:二世帯住宅を含む)とする。
 - (2) 建築物の高さは、地盤面から9mを超えないものとする。
 - (3) 地階を除く階数は2以下とする。
 - (4) 建築物の建築面積及び延べ面積の敷地面積に対する割合はそれぞれ5/10以下、8/10以下 とする。
 - (5) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離(以下「外壁の後退距離」という)は1m以上とする。ただし、外壁の後退距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次のいずれかに該当する場合はこの限りでない。
 - ア 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下であること。
 - イ 物置又はこれに類する用途に供し、軒の高さが 2.3 m以下で、かつ床面積の合計が 5 m^2 以内であること。
 - (6) 建築物の敷地は、各々一区画の最小敷地面積を160㎡未満に分割してはならない。







解説集

(1) 建築物の用途について

○正解は一戸建て住宅

※玄関が二か所あっても中で行き来可能なら二世帯住宅(一戸建て住宅)として扱います。

参考

多世帯同居住宅には、建築基準法上では

- A 一戸建ての"住宅"として取り扱うもの
- B "長屋"として取り扱うもの
- C "共同住宅"として取り扱うもの

があります。建築基準法上、どれにあたるかという横浜市の判断基準は、表のとおりです。

		判断基準	
一戸建ての住宅	① 従来型	住宅のすべての居室をすべての世帯が共 有するもの。(玄関は一つ)	玄関
	②玄関共用型	玄関は共用するが、台所、食堂、浴室などの全部または一部が世帯ごとに独立しているもの。(玄関は一つ)	居室居室
	③ 内部共用型	玄関を始めとして各世帯の使用する部分 が基本的に独立しているものの、住宅の 内部で廊下、ホールもしくは階段又は居 室等を共有し、各世帯が独立して使用す る部分の相互の行き来が住宅の内部で可 能なもの。(玄関は二つ以上)	居室 居室 玄関 玄関
長屋	一つの建築物に2以上の住戸があり、各世帯の使用する部分が基本的に独立していて各世帯どうしの行き来が内部で不可能であり、かつ、建築物の出入口から住戸の玄関に至る階段、廊下などの共用部分がないもの。1階と2階で分かれているものも長屋の一種となります。 (玄関は二つ以上)		居室 玄関 玄関
共同住宅	各世帯の使用する部分が基本的に独立していて 各世帯どうしの行き来が内部で不可能であり、 かつ、建物の出入口から住戸の玄関に至る階段、 廊下等の共用部分を有するもの。 (玄関は二つ以上)		居室 居室 玄関 玄関 共用部分

(2) 建築物の高さについて

〇正解は 6,950 mm (最高の高さ=地盤面からの寸法)

参考

建築基準法施行令第2条第1項第6号で建築物の高さが規定されています。建築物の高さとは、地盤面から建築物の最高の部分までの高さとなります。また、各種の斜線制限により、建築物の各部分の高さが規制されています。なお、横浜市では建築基準法第58条に基づき、高度地区で定められた高さの制限をしています。

〇高さ制限について

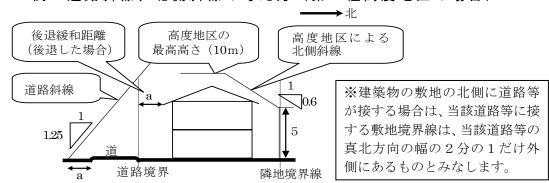
1 高度地区

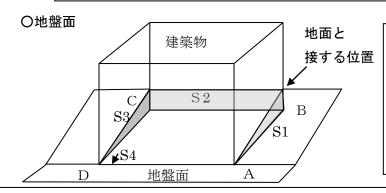
横浜市では第1種から第7種までの高度地区があり、地域によって高さ制限をしています。第1種高度地区の場合、下の図のとおりの制限となります。

2 道路斜線

前面道路の反対側の道路境界線からの水平距離に、住居系の用途地域は 1.25、商業・工業系の用途地域は 1.5 を乗じた数値以下にしなければなりません。

例: 道路斜線、北側斜線の考え方(第1種高度地区の場合)





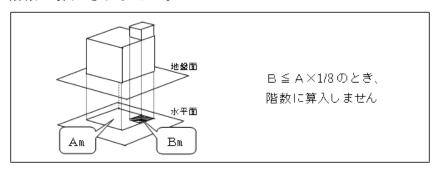
建築物の周囲が接する地面に高低差 が高低差が3m以内にある場合、そ の高さの平均となる。

○正解は2階

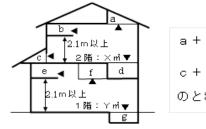
参考

階数に入らない階?

1. 屋上に設ける階段室等、地階に設けられる倉庫・機械室等で、その部分の水平投影面積が建築面積の 1/8 以下のものは、階数に算入されません。

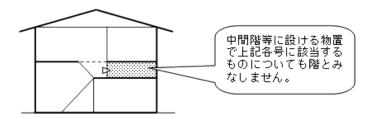


- 2. 小屋裏や床下、天井裏等の余剰空間に設ける物置等で、以下の条件を満たすものは階に算入されません。
 - ①その階に存在する小屋裏物置等の床面積の合計が、その階の床面積の 1/2 未満であること。
 - ②小屋裏物置等の天井高さ(上下階で重なる場合は、それぞれの高さの合計)は 1.4m以下であること。
 - ③開口部を設ける場合は、それぞれの部分の床面積の 1/20 以下とすること。



a + b + c + d<X/2
e + f + g<Y/2
c + e + f + d<X/2かつY/2
のとぎ、小屋裏は階に算入しません

※小屋裏物置等を利用するためのはしご等の設置方法は、平成 13 年3月 21 日の横浜市取扱い基準の改正により、固定式(階段) も可能になりました。



(4) 敷地面積

○正解は 163.80 ㎡

(5)建築面積

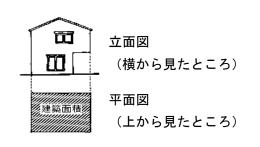
○正解は62.70 ㎡

※建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線で囲まれた部分の水平投影面積です。

参考

〇建築面積とは?

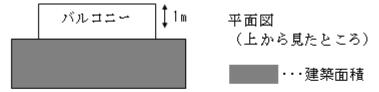
通称'建て坪'と言われるもので、建物を真上から見た時、外周の柱又は外壁の中心線で囲まれた面積をいいます。(建物の階数には関係ありません。)



取り扱いのポイント

建築面積に算入されない部分

軒、ひさしやバルコニー(1階まで柱がおりてないもの)については 突端から1mまでは建築面積に算入されません。



また、地階にあって、地盤面からの高さが 1 m以下の部分も建築面積に算入されません。

(6)延べ床面積

○正解は 110.97 ㎡

(7) 建ペい率

○正解は 38.28% (計算式: 62.70 m²÷163.80 m²=38.28%)

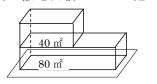
※敷地面積に対する建築面積の割合です。車庫、物置、柱付きバルコニーを含みます。



〇建ペい率の算定方法

建築基準法第53条で建ペい率が規定されています。建ペい率 とは、「建物の建築面積の、敷地面積に対する割合」をいいます。

~例 敷地面積 200 ㎡に建てる場合~



建ペい率は 40%となります。

(8) 容積率

○正解は 67.75% (計算式:110.97 ㎡÷168.80 ㎡=67.75%)

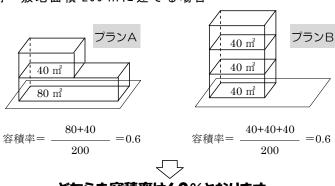
※敷地面積に対する延べ面積の割合

参考

〇容積率の算定方法

建築基準法第52条で容積率が規定されています。容積率とは、「建 物の延べ面積の、敷地面積に対する割合」をいいます。

~例 敷地面積 200 ㎡に建てる場合~



どちらも容積率は60%となります。

取り扱いのポイント

容積率の緩和

①自動車車庫等の緩和

自動車車庫や自転車置場については、建築物全体の床面積 の合計の 1/5 までは容積率に算入されません。

②備蓄倉庫の緩和

専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分については、建築物全体の床面積の合計の 1/50 までは容積率に 算入されません。

③ 蓄電池

蓄電池 (床に据え付けるものに限る。)を設ける部分について、建築物全体の床面積の合計の 1/50 までは容積率に算入されません。

4自家発電設備

自家発電設備を設ける部分について、建築物全体の床面積 の合計の 1/100 までは容積率に算入されません。

⑤貯水槽

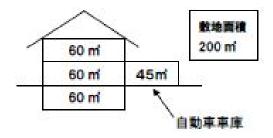
貯水槽を設ける部分について、建築物の全体の床面積の合 計の 1/100 までは容積率は算入されません。

⑥住宅等の地階部分の緩和

住宅又は老人ホーム、福祉ホーム等の地階で天井の高さが 地盤面から1m以下のものは、住宅等の部分(自動車車庫 等は含まない)の床面積の合計の 1/3 までは容積率に算入 されません。

一例一

地上2階地下1階の住宅(車庫付き)



※次ページに計算方法を記載しています。

参考

取り扱いのポイント

- 1. 延べ面積の算定
 - $(60 \text{ m}^2 \times 3) + 45 \text{ m}^2 = 225 \text{ m}^2$
- 容積率の算定から除かれる面積(自動車車庫)
 225 m²×1/5=45 m²
- 3. 容積率の算定から除かれる面積 (地下の住宅部分) (225 ㎡ - 45 ㎡) ×1/3=60 ㎡
- 4. 容積率算定対象の延べ面積の算定 225 m²-45 m²-60 m²=120 m²
- 5. 容積率

120 m² / 200 m² · · · · · · 60%

⑦共同住宅の共用部分の緩和

共同住宅の共用の廊下及び階段の部分の床面積は、容積率に算入されません。

(9) 外壁の後退

○後退寸法は

東側は 1.960m

西側は 1.425m

南側は 3.625m

北側は 1.125m

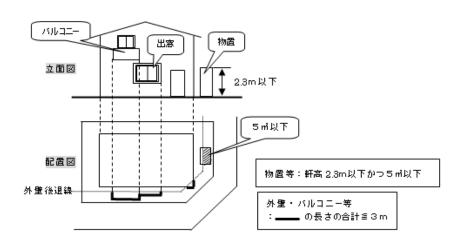
参考

取り扱いのポイント

緩和できる場合(建築基準法施行令第 135 条の 20)

外壁又はこれに代わる柱の中心線、出窓、屋外階段、バルコニー等で、中心線の長さの合計が3m以下のものは、外壁後退線から突出してもよいという緩和規定があります。

また物置、自動車車庫等で、軒の高さが2.3m以下で、かつ 床面積が5㎡以下の部分も同様に緩和の対象となります。な お、両方の緩和は併用可能です。



なお、「外壁又はこれに代わる柱の中心線」は図の破線部を 言います。

